

参考資料（法第34条第1号及び第14号関係）

社会福祉施設 ※社会福祉施設のうち一部を抜粋して記載したものです。

区 分	施 設	根拠法律
社会福祉施設	救護施設、更正施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	生活保護法
	乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、助産施設、保育所（保育所型認定こども園を含む。）、児童厚生施設、児童家庭支援センター、学童保育（放課後児童健全育成事業）	児童福祉法
	幼保連携型認定こども園	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人居宅介護施設、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護施設、認知症対応型老人共同生活支援事業所（グループホーム）、老人福祉センター、老人介護支援センター	老人福祉法
	身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設（点字図書館及び点字出版施設を含む。）	身体障害者福祉法
	婦人保護施設	売春防止法
	母子・父子福祉施設	母子及び父子並びに寡婦福祉法
	隣保館	社会福祉法
	障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

医療施設

区 分	施 設	根拠法律
医療施設	病院、診療所、助産所	医療法

学校施設

区 分	施 設	根拠法律
学校施設	幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校	学校教育法